

令和5年度

松江市水道事業 漏水調査業務委託

仕 様 書

松 江 市 上 下 水 道 局

漏水調査業務委託仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、松江市上下水道局（以下「委託者」という。）が発注する令和5年度 松江市水道事業漏水調査業務委託（以下「調査業務」という。）について適用する。

第2条 受託者の責務

受託者は、契約の履行に当たっては、調査業務の意図及び目的を十分理解したうえで、誠実かつ正確に遂行しなければならない。

第3条 法令の遵守

受託者は、業務の履行にあたっては、業務に関する関係法令等を遵守しなければならない。

第4条 管理技術者

受託者は、調査業務における管理技術者を定め、所定の様式により委託者へ届け出るものとする。

2. 管理技術者は、契約の履行に関し、調査業務の管理及び統括を行うもので、実務経験を7年以上有する者でなければならない。
3. 管理技術者は、契約書、図面、仕様書、協議録等に基づき調査業務に関する一切の事項を処理するものとする。
4. 管理技術者は、調査主任技師を兼務することができる。

第5条 調査技術者

受託者は調査業務に従事する技術者を定め、経歴書を添えて委託者へ届け出るものとする。

2. 調査技術者は、次に定める職務内容と実務経験を有する者でなければならない。
 - (1)調査主任技師
調査業務及び漏水防止対策業務に精通し業務の計画、立案、指導を行い、実務経験を7年以上有し、公告第4項（3）の水道漏水調査業務において平成30年4月1日以降、調査技術者として従事した実績がある者。
 - (2)調査技師
漏水調査及び管路探知作業に習熟し、実務経験を3年以上有する者。
 - (3)調査技師補
漏水調査及び管路探知作業に習熟し、実務経験を1年以上有する者。
3. 委託者は、調査員に不適格と認める者がいるときは、その理由を明示し、交代を求める事が出来るものとする。

第6条 調査業務計画

受託者は調査目的を十分把握して調査業務計画書を作成し、契約締結後7日以内に委託者へ提出しなければならない。

2. 調査業務計画書には次の事項を記入するものとする。
 - ア) 作業内容
 - イ) 作業手順及び方法
 - ウ) 工程表
 - エ) 使用機器の種類、名称及び性能（一覧表）
 - オ) 作業の班編成とその内容及び責任者

- カ) 連絡体制表
 - キ) その他参考となる事項
3. 様式は任意とし、大きさは委託者が指示する。

第7条 身分証明書

受託者は調査実施に先立ち、委託者から調査業務に従事する調査員の身分証明書の交付を受けなければならない。

2. 業務中調査員は常に身分証明書を携帯するとともに、制服と腕章（漏水調査業務受託者の文言及び受託者名記入）を着用しなければならない。
3. 調査員は調査に関係する土地建物の所有者等から身分証明書の呈示を求められたときは、速やかに呈示し、これを拒んではならない。なお、身分証明書を毀損又は紛失した場合は、直ちに委託者へ届出なければならない。
4. 受託者は調査が完了したときは、遅滞なく身分証明書を委託者に返納しなければならない。

第8条 制服の着用

調査員は業務従事中、必ず制服を着用し、使用者等に対し不快又は不潔を感じさせないように心がけなければならない。

第9条 土地の立入り等

調査員は調査のため使用者等の建物等に立入る場合は、あらかじめ居住者等に対して調査の目的を告げ同意を得ること。また、宅地内に立入る調査は原則として日の出から日没までの間とする。

第10条 使用者等への対応

使用者等から水道に関しての質問や相談を受けた場合は明快に対応し、判断できない時は委託者に相談してから対応するなどして、使用者等に誤解を与えることのないように注意する。又、委託者からの回答を必要とするものは報告書を委託者へ提出すること。

第11条 現場管理

受託者は公衆に迷惑を及ぼさないよう十分注意するとともに、安全対策に留意し、傷害、火災等の事故発生を未然に防止するための適切な措置を講じなければならない。

2. 受託者は調査に際して、既設構造物及び地下埋設物を損傷しないよう適切な措置を講じなければならない。
3. 受託者は傷害、火災、その他事故発生を未然に防止するとともに、労働基準法その他の関係法規を遵守し、円滑に調査を行わなければならない。また、交通安全対策には特に留意し必要に応じてその措置を行うものとする。

第12条 諸手続き

受託者は調査に先立ち、必要な官公署への申請、届出等の手続きを遅滞なく行うものとする。又、これに要する費用は受託者の負担とする。

第13条 提出書類

受託者は、契約書及び本仕様書に基づき、契約締結後遅滞なく所定の様式により関係書類を委託者に提出しなければならない。又、指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

第14条 秘密の保持

受託者は、業務の履行に際して知り得た事項は、一切第三者に漏らしてはならない。

2. 受託者は、委託者が管理する情報並びに資料について、委託者の許可なく第三者のために転写、複写、閲覧又は貸出等してはならない。
3. 受託者は第14条第2項に関する資料、情報について、委託者に指示により保管を要するとされるものを除き、抹消、焼却及び裁断等適正に処分しなければならない。

第15条 個人情報の保護

受託者は、業務の履行に際して、個人情報を取り扱うときは、松江市個人情報保護条例（平成17年条例第15号）第11条に規定する受託者の責務及び委託者が定める個人情報保護措置の内容を遵守しなければならない。

第16条 損害賠償

受託者は第三者及び委託者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

第17条 その他

受託者は、仕様書に明示されていない事項でも、業務の性質上、当然必要なものは受託者の負担で履行しなければならない。

第2章 調査業務

第18条 調査対象区域

調査対象区域は松江市水道事業給水区域内（別図のとおり）とし、区域内に埋設されている上水道送配水管及び給水管について行う。

第19条 現場下見調査

漏水調査の準備として、調査区域図、配管図等を基に現地踏査し、図面と現地に相違がないか確認を行うものとする。合わせて交通量、周辺雑音等の調査環境を事前に確認する。

第20条 戸別音聴調査

調査区域内の各戸毎の止水栓及び量水器を調査対象とし、音聴棒を用いて音聴し漏水音（漏水擬似音）を発見するもの。

第21条 路面音聴調査

漏水探知機による路面下の送配水管及び給水管を対象とした調査で、漏水音（漏水擬似音）を発見するもの。

2. 探知作業は埋設管路上を0.5～1m間隔で聴音する。

第22条 漏水確認調査

音聴調査により探知した漏水音（擬似漏水音）箇所を再度調査し漏水の有無を判別する。漏水箇所を特定できない場合は、ボーリングバー又は相關式漏水探知器等により調査し、漏水位置を確定する。なお、本作業実施に当たっては、地下埋設物に損傷を与えないように十分留意すること。

2. 漏水位置が確定すれば、明示板またはスプレー等でマーキングし、所定の様式にて速やかに委託者へ報告すること。

第 23 条 調査の変更等

調査距離、調査戸数は設計図書によるが、増減が軽微である場合、委託金額の変更は行わない。
2. 期間中、調査区域内で緊急に管路音聴調査または確認調査を依頼した場合も、特別の場合を除き調査の範囲内とみなす。

第 24 条 事前承認

調査の方法及び使用機械器具については、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。また、調査に必要な資器材及び消耗品は受託者の負担とし、計器類は毎日点検し整備しなければならない。

第 25 条 週間工程表

受託者は調査に先立ち、図面を添付した週間工程表を事前に提出しなければならない。

第 26 条 作業週報

受託者は作業結果等、委託者の指定する必要事項を作業週報に記入し、提出しなければならない。

第 27 条 写真撮影

調査写真は工区、工種毎、昼夜間別に作業内容が明確に分かるように撮影しなければならない。

第 28 条 立入りの制限

調査員は調査にあたり宅地内に入る了解を得ていても、作業に必要なところ以外には、みだりに立ち入らないこと。

第 29 条 貸与物

調査業務に必要な配管図等は委託者より貸与する。

第 30 条 使用制限

調査に使用した設計図書、配管図及び調査修理結果については、委託者の許可無く調査以外に使用してはならない。

第 31 条 成果品

受託者は調査業務終了後速やかに下記成果品を委託者へ提出すること。

- (1) 調査概要、方法
 - (2) 各種分析及び結果（修理結果を含む）
 - (3) 調査区域の復元量と漏水防止効果及び経済効果
 - (4) 今後の調査に対する参考意見
 - (5) 調査作業記録写真
2. また業務中間報告として、令和 5 年 1 1 月末調査終了時点における第 31 条第 1 項に定めた内容を整理し、委託者へ報告すること。
 3. 報告書の表紙には年度、業務名、発注者、受託者を記入し、目次を付して取外しが容易な方法で製本し提出すること。
 4. すべての成果品は、委託者の承諾なく、他に公表・貸与又は使用してはならない。

第 32 条 疑義

受託者は、調査業務の実施に当たり、設計図書等に疑義が生じた場合は委託者と協議のうえ決定するものとする。